

（宛先）南相馬市長

交通・運輸事業者緊急支援金交付申請書兼請求書

1. 申請する交付対象者

所在地 (個人事業主は住所) ※本社又は営業所	〒				
事業者名 (個人事業主は氏名)	フリガナ				
代表者名	フリガナ ㊟				
業種 ※該当するものひとつに☑	<input type="checkbox"/> 高速バス	<input type="checkbox"/> 貸切バス	<input type="checkbox"/> タクシー	<input type="checkbox"/> トラック運送	<input type="checkbox"/> 自動車運転代行業
連絡先	電話番号			担当者名	
	E-mail				

2. 誓約事項

南相馬市交通・運輸事業者緊急支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、「南相馬市交通・運輸事業者緊急支援金」の申請に関して、次のとおり誓約します。

↓ 要件を満たす項目にチェック☑を入れてください。

↓ 全ての要件を満たさない（チェックが無い項目がある）場合は、緊急支援金を交付できません。

<input type="checkbox"/>	要綱第3条及び第4条の要件を全て満たしています。 ※以下抜粋、詳細裏面参照 ①令和4年12月1日時点で、市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有し、また ②南相馬市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者ではないこと。
<input type="checkbox"/>	南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年規則第38号。以下「規則」という。）第16条の規定による交付決定の取消を受けた場合は、規則第17条の規定に基づき速やかに当該支援金を返還することに同意します。
<input type="checkbox"/>	(3) 福島運輸支局等に許可等に係る情報を照会することに同意します。
<input type="checkbox"/>	(4) 南相馬市補助金交付要綱第17条に基づき書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じます。

3. 申請車両台数

	台
--	---

4. 申請額

	円
--	---

【参考】

(1) 高速バス	車両1台=100,000円	(4) トラック運送	車両1台=10,000円
(2) 貸切バス	車両1台=50,000円	(5) 自動車運転代行業	車両1台=7,500円
(3) 乗用タクシー・ハイヤー	車両1台=25,000円		

5. 振込先口座

金融機関名	名称					本支店名				
	金融機関コード					店番				
口座種別（○を記入）	普通・当座	口座番号								※左詰で記載してください
口座名義人（カナ）										※カタカナで記載してください

6. 添付書類（下記の書類は必ず添付してください。）

- ①申請車両一覧表（様式第2号）
- ②本緊急支援金交付要綱第3条に掲げる事業を営んでいることを証明する書類の写し
- ③申請する車両の車検証の写し（※臨時休車は福島運輸支局へ提出した臨時休車リストの写し）
※代替車両の場合は、廃止車両の届出及び新規車両の届出の写し等その旨証明する書類を添付すること
- ④市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有していることを証明する書類
※車検証の写しで上記1.記載の所在地等が確認できない場合のみ添付
- ⑤損害賠償責任保険契約等の締結を証明する書類（運転代行保険及び随伴車両の任意保険の写し）
※自動車運転代行業のみ添付
- ⑥上記5.記載の振込先口座を確認できる通帳等の写し

南相馬市交通・運輸事業者緊急支援金交付要綱（抜粋）

（交付対象要件）

- 第3条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
- （1） 令和4年12月1日時点で、市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有し、かつ、営業実績があり、今後も事業継続の意思があること。
 - （2） 交付対象者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者
 - イ その他市長が適当でないとする者

（交付対象車両）

- 第4条 交付金の交付対象となる車両（以下、「交付対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。
- （1） 交付対象者が一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び自動車運転代行業を実施するため使用する次に掲げる車両であり、自動車検査証における「使用の本拠の位置」が市内の住所である車両であること。
 - ア 高速バスとして使用される車両
 - イ 貸切バスとして使用される車両
 - ウ タクシーとして使用される車両
 - エ トラック運送事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車除く。）
 - オ 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用される車両
 - （2） 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、令和4年12月1日時点で保有され、かつ、交付申請時点で廃車等により登録抹消されていない車両であること（自動車運転代行業の随伴用自動車として使用される車両については、自家用自動車として登録されている車両も含む。）。ただし、令和4年12月1日時点で保有していた車両を廃車し、その代替車両として取得した車両については交付対象とみなし、新旧車両合わせて交付対象車両1台とする。